

第1 法定調書の提出期限等について

1 提出期限

この手引で示す法定調書は、**令和7年1月31日(金)**までに**所轄税務署**に提出しなければなりません(給与支払報告書・特別徴収票の提出先は、各市区町村となります。)

法定調書を税務署に提出する際は、作成した「法定調書」と「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(以下「合計表」といいます。)を併せて提出してください。

(注)一部の税務署では、複数の税務署の内部事務を専任部署(業務センター)で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施しています。対象の税務署に郵送で提出する場合は、業務センター宛に送付してください。

なお、対象の税務署については、国税庁ホームページをご覧ください。

送付先を調べる



2 作成・提出

次のいずれかの方法により、法定調書を作成・提出してください。

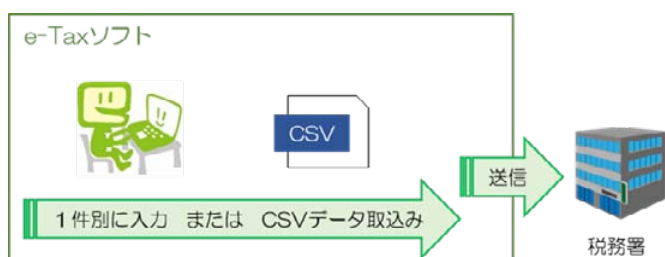
法定調書の作成に当たっては、記載すべき事項に誤りや不足等がないようご注意ください。

なお、①e-Tax、②クラウド等、③光ディスク等(以下「e-Tax等」といいます。)のいずれかによる提出が義務となる場合があります。詳しくは2ページをご確認ください。

① e-Tax

e-Taxを利用して、法定調書の作成と提出を行う方法です。

(注) e-Taxをご利用いただくためには、e-Tax等での提出義務の有無に関わらず、事前に所轄税務署へ開始届出書を提出して、利用者識別番号を取得する等の手続が必要となります。詳しくは、e-Taxホームページをご確認ください。



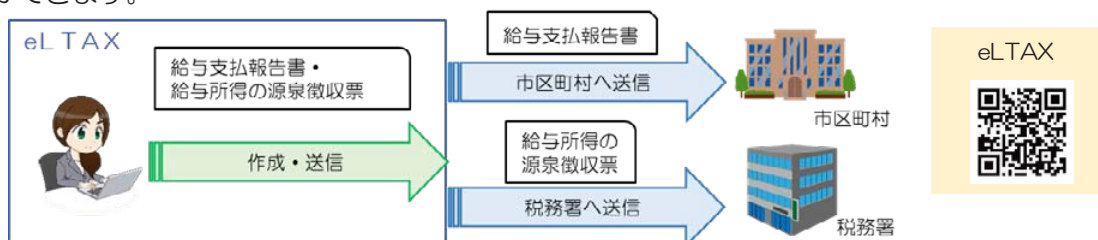
この手引で紹介する6種類の法定調書は、e-Taxソフト(WEB版)で法定調書の作成と提出が可能です。詳しくは38ページとこちらをご確認ください。



税務職員ふたば

【参考】地方税ポータルシステム(eLTAX)

eLTAXの電子的提出一元化機能を利用すると、各市区町村に提出する給与支払報告書のデータと、所轄税務署に提出する給与所得の源泉徴収票のe-Tax用データを同時に作成し、それぞれ提出することができます。



② クラウド等

認定クラウド等の提出領域に法定調書のデータを記録し、税務署長にアクセス権限を付与して提出する方法です。

(注) 認定クラウド等を利用して提出する場合、e-Tax等での提出義務の有無に関わらず、事前に認定クラウド等の利用契約をし、所轄税務署へ利用開始を届け出る等の手続が必要です。



詳しくはコチラ



③ 光ディスク等(CD・DVDなど)

法定調書をCSV形式で作成し、CD・DVDなどにデータを格納して提出する方法です。

④ 書面

法定調書を紙で作成し、提出する方法です。

詳しくはコチラ



本店等一括提出制度について

本店等が、e-Tax 等により、支店等が提出すべき法定調書を取りまとめて提出（本店等一括提出）することができる制度です。

なお、支店等が本店等一括提出を選択する場合には、その支店等が当該支店等を所轄する税務署長に対して「支払調書等の本店等一括提出に係る承認申請書」を提出し、承認を受ける必要があります。

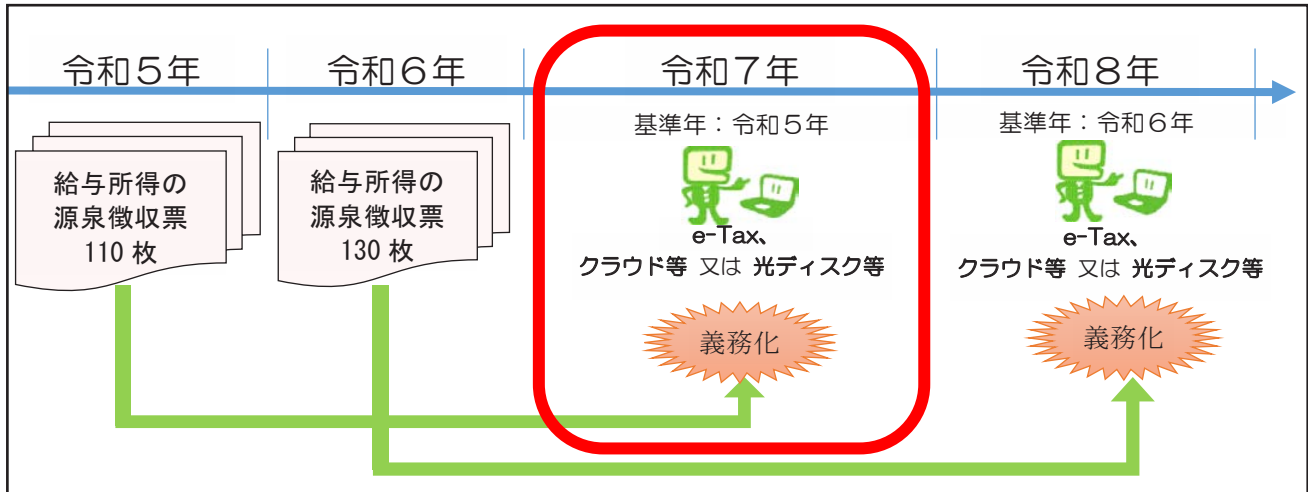
申請書



e-Tax、クラウド等又は光ディスク等による提出義務基準について

前々年に提出すべきであった法定調書の枚数が **100 枚以上** である法定調書については、e-Tax 等による提出が必要です。

なお、提出義務の判定は法定調書の種類ごとに行いますのでご注意ください。



【令和9年1月以降に提出する法定調書について】

前々年に提出すべきであった法定調書の枚数が **30 枚以上** である法定調書については、e-Tax 等による提出が必要となります。

令和7年中に提出する法定調書の枚数が **30 枚以上** となった方は、**令和9年に提出する法定調書を e-Tax 等により提出する必要があります。**

該当する法定調書は、**書面での提出はできません**ので、e-Tax 等による提出のご準備をお願いします。

3 令和6年分の法定調書の提出から適用される主な改正事項

(1) 令和6年分所得税の定額減税

令和6年分の所得税について定額による所得税額の特別控除（定額減税）が実施されます。

給与所得者の方に対する定額減税は、令和6年6月1日以後に支払われる給与等に対する源泉徴収税額からその時点の定額減税額を控除（以下「月次減税」といいます。）した上で、年末調整の際にその時点の定額減税額に基づいて精算（以下「年調減税」といいます。）する方法で行われます。

定額減税の適用を受けることができる人は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得に係る合計所得金額が1,805万円以下である人です。

（注）「居住者」とは、国内に住所を有する個人又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいいます。居住者以外の個人である「非居住者」は定額減税の対象となりません。

定額減税額は、次の金額です。

- ① 本人 30,000 円
- ② 同一生計配偶者及び扶養親族 1人につき 30,000 円

上記に伴い、令和6年分給与所得の源泉徴収票の「(摘要)」欄に定額減税に関する事項の記載が必要となります。詳しくは9ページ^⑧（摘要）及び11ページから18ページまでの記載例を参照ください。

また、定額減税の制度について、詳しくは国税庁ホームページの定額減税特設サイトをご確認ください。

定額減税特設サイト



(2) 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

支払調書及び源泉徴収制度の対象となる報酬・料金等（診療報酬）の範囲に、社会保険診療報酬支払基金から支給される流行初期医療の確保に要する費用が追加されます。